

平成22年 9月13日

通学路調査結果

武生高校PTA補導委員会
委員長 長谷川 孝幸

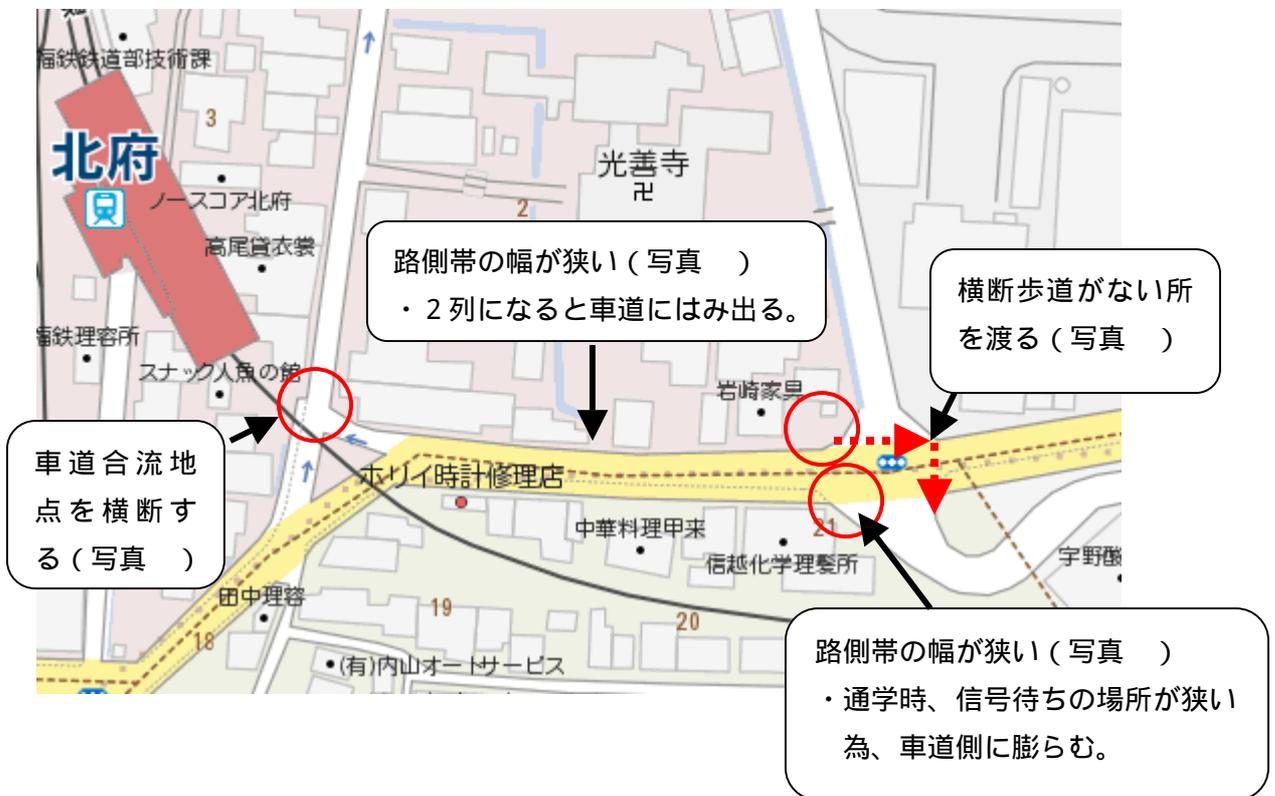
目的：通学環境の整備、通学路の問題点を探り、解決を目指す。

調査範囲：福鉄北府駅～武生高校区間



調査結果

1、北府駅付近



(北府駅付近)

- ・ 車道合流地点は、道が狭いが一方通行なので渡りやすい。また、右からの車は踏切があるので、一旦停止をしなければならないのでスピードも遅い。前方のからの車も右折時一旦停止をしなければならないので減速している。
- ・ 踏切から交差点までの路側帯が狭い。通学時間帯は、交差点のところで前が詰まると車道側にはみでそう。
- ・ 交差点の角は、通学時間は信号待ちの場所が狭い為、車道側に膨らむ。
- ・ 信号を一回待ちたくない人は、横断歩道の無いところを渡る。
冬季時、雪が積もった時は、車道を歩かなければならない。融雪装置の効果は？

2、豊橋 武生高校側交差点



- ・ 交差点右側の角は、歩道、路側帯が無い為、信号待ちをする場所が非常に狭い。通学時間は、車道側にはみでてしまい、後方、右方から来る車との接触に注意が必要。
- ・ 武生高校の方から、交差点のスクランブル化や交差点右側角の拡張を警察等をお願いしてきているが、いまだ改善なし。

対応案

- ・ 道路拡張し歩道を設置する。陸橋、豊橋 越前市
- ・ 交差点のスクランブル化



写真 車道合流地点を横断する



写真 路側帯の幅が狭い



写真 路側帯の幅が狭い

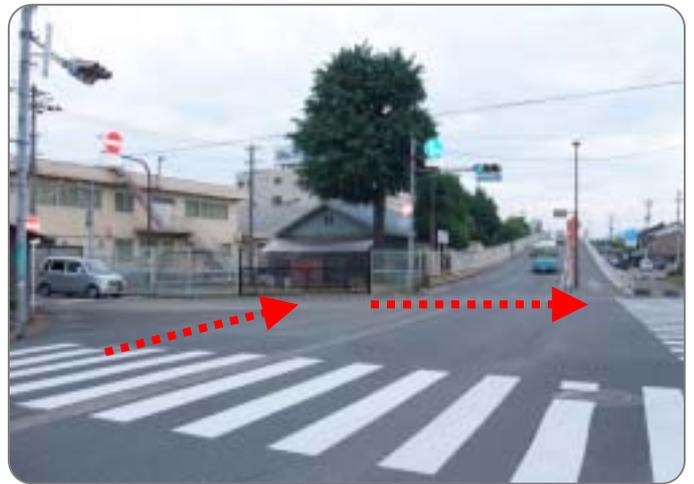


写真 横断歩道がない所を渡る



写真 路側帯の幅が狭い



写真 橋裏側

参考：道路交通法より抜粋

第2条 2 **歩道** 歩行者の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工
作物によつて区画された道路の部分进行。

3の4 **路側帯** 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設け
られていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けら
れた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

16 **道路標示** 道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描か
れた道路標、ペイント、石等による線、記号又は文字をいう。

二章 歩行者の通行方法

(通行区分)

第10条 歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯(次項及び次条
において「歩道等」という。)と車道の区別のない道路においては、道路の右
側端に寄つて通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行するこ
とが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄つて通行
することができる。

2 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路においては、次の各号に掲げる場合
を除き、歩道等を通行しなければならない。

一 車道を横断するとき。

二 道路工事等のため歩道等を通行することができないとき、その他やむを
得ないとき。

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項に規定する
普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をでき
るだけ避けて通行するように努めなければならない

(普通自転車の歩道通行)

第63条の4 普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、
歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保す
るため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したと
きは、この限りでない。

一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができるこ
ととされているとき。

二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車
道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者で
あるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通

自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

- 2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。